

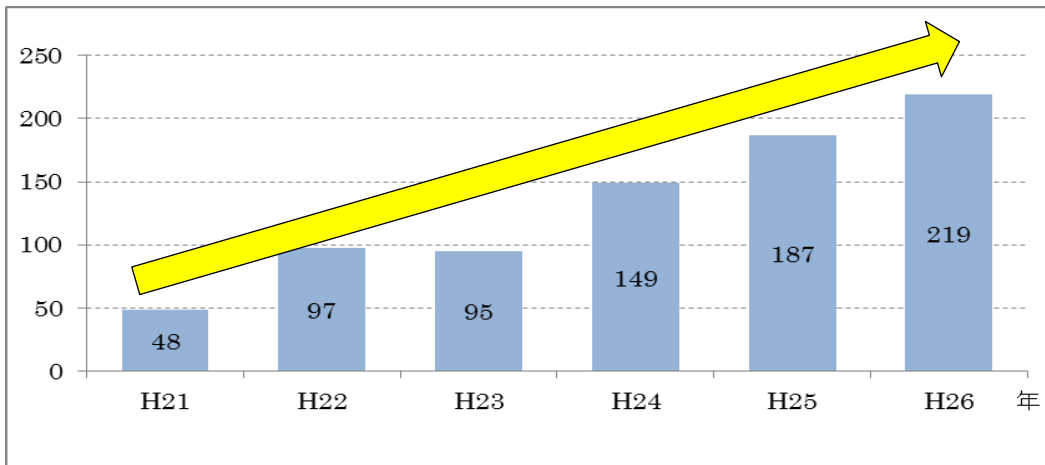
子どもを犯罪の被害から守る条例（素案）について

1 制定の趣旨・目的

子どもは、その心身が未成熟であり、犯罪の危険を回避する能力が低いため、地域社会全体で犯罪の被害から守っていくことが必要であるが、近年、子どもを狙った重大犯罪が全国的に多発している。本県においても、子どもに不安を与える声かけ・つきまとい等の警察への相談・届出件数が年々増加しており、子どもに対する迷惑防止条例違反行為や軽犯罪法違反行為の発生件数も増加傾向にある。

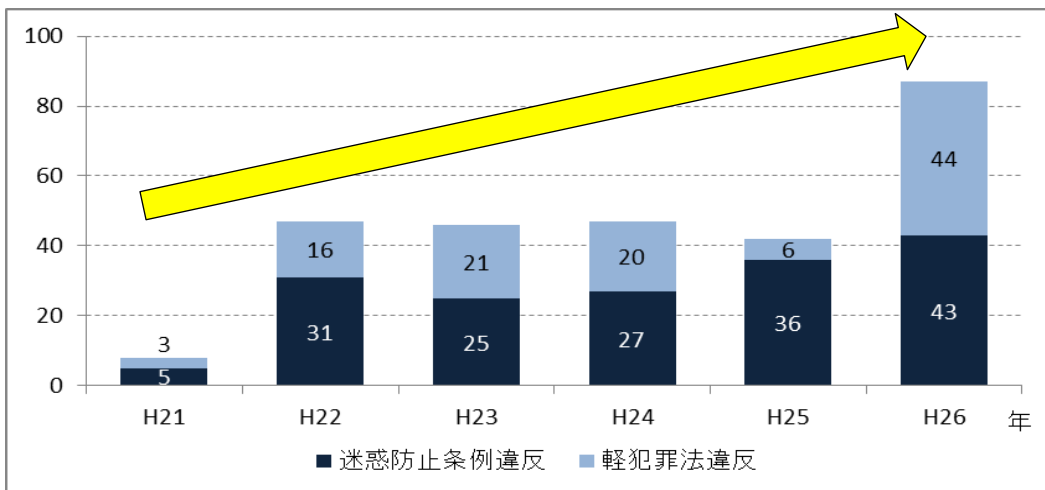
このように子どもを取り巻く治安情勢が深刻な状況にあることに鑑み、子どもを犯罪の被害から守ることについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、「強姦」、「強制わいせつ」、「逮捕・監禁」、「略取・誘拐」等の子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の規制を定め、もって子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成に資することを目的とするもの。

【13歳未満の子どもに不安を与える声かけ・つきまとい等の相談・届出件数（宮城県）】



出典：宮城県警生活安全部資料

【13歳未満の子どもに対する迷惑防止条例違反等の発生件数（宮城県）】



出典：宮城県警生活安全部資料

2 条例の概要

別紙のとおり。

3 今後の予定

- ・平成27年3月下旬～4月下旬 パブリックコメント
- ・平成27年6月 6月県議会に条例案を提出
- ・平成27年7月～ 県民等に普及・啓発
条例施行

【条例の概要】

1 目的・定義

(1) 目的

子どもが、その心身の未成熟のため、犯罪の危険を回避する能力が低いことに鑑み、子どもを犯罪の被害から守ることについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為を規制し、もって子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成に資すること

(2) 定義

子ども：13歳に満たない者

2 県、県民及び事業者の責務

(1) 県の責務

県民、事業者及び市町村と連携して、子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を策定し、実施すること

(2) 県民の責務

- ① 子どもを犯罪の被害から守ることに関し理解を深めること
- ② 県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めること

(3) 事業者の責務

- ① その事業活動に関し子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努めること
- ② 県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めること

(4) 県による必要な支援

- ① 県民及び事業者が子どもを犯罪の被害から守るために行う自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めること
- ② 市町村が子どもを犯罪の被害から守るための施策を実施する場合に、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めること

3 子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の禁止

禁止行為

保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対し、社会通念上正当な理由なく、以下の行為をすること

- ① 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気のない場所へ誘い出そうとし、又は誘い込もうとすること
- ② 義務のない行為を行うことを要求すること

- ③ 言い掛かりをつけること
- ④ すぐむこと
- ⑤ 身体、衣服、所持品等をつかむこと
- ⑥ 進路に立ちふさがること
- ⑦ つきまとうこと

4 罰則

③から⑦の行為を行った場合、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

5 禁止行為に係る通報義務

- ① 禁止行為を行ったと認められる者を発見した者は、速やかに保護監督者又は警察官に通報するよう努めること
- ② 通報を受けた保護監督者は、速やかに警察官に通報するよう努めること

6 適用上の注意

県民が子どもを犯罪の被害から守るために助け合うことができる関係を損なわないよう配慮し、防犯に関する活動等が阻害されることのないよう十分留意すること